

森林整備促進活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、市内に所在する森林法(昭和26年法律第249号)に規定する森林について、その所有者による森林整備や保全活動に対し、助成金を交付することにより、森林の安全管理や森林の有する公益的機能の維持又は増進を図るとともに、その公益的機能が広く市民生活に及ぶことを目的とした事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林

市内に所在する森林法(昭和26年法律第249号)に規定する森林

(2) 所有者

前号に規定する森林について所有権その他これに準ずる権原を有する者

(3) 公益的機能

生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能といった森林が有する機能

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 前条第2号に定める森林所有者であること。

(2) 助成金の申込から請求までを、同一年度内に完了させる見込みがある者

(3) 助成対象事業の実施に当たり、法令に基づく許可、届出その他必要な手続を行っている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 同一年度内に本助成金の交付を受けた者

(2) 国、地方公共団体、その他これに準ずる団体

(3) 同一の対象経費について、国や他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けている者

(4) 交付決定前に事業を実施した者

(助成対象事業)

第4条 助成金交付の対象となる事業(以下、「助成対象事業」という。)は、対象森林において、森林所有者が実施する森林整備及び保全活動であって、次の各号に定める事業とする。

(1) 森林の安全管理に関する事業

(2) 森林の健全な生育又は機能回復に関する事業

- (3) 森林の土地の保全に関する事業
- (4) 森林の保護に関する事業
- (5) 森林整備等活動を安全かつ適切に実施するために必要な作業道や管理通路といった施設の整備又は補修に関する事業
- (6) 森林の公益的機能に関する市民理解の促進又は普及啓発等に資する環境整備であつて、森林の整備又は保全と一体的に実施する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該森林の現況、保全上の課題及び事業実施による公益的効果を勘案し、市長が森林の安全管理又は公益的機能の維持又は増進を図るため特に必要と認める事業

2 前項各号に掲げる事業の具体的な内容は、別表第 1 に定めるところによる。

(助成対象外事業)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成金の交付対象としない。

- (1) 森林所有者が通常行うべき草刈りや清掃といった維持管理を主たる目的とする軽微な事業
- (2) 専ら森林所有者等又は特定の者の利用、利便又は利益に供することを目的とする事業
- (3) 営利、営業、集客、観光利用その他収益の増加を主たる目的とする事業
- (4) 森林の整備又は保全と直接関係のない施設の整備に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付目的に照らして適当でないと認める事業

2 前項各号に掲げる事業の具体的な内容は、別表第 2 に定めるところによる。

(助成対象経費)

第 6 条 助成金の交付対象となる経費は、助成対象事業の実施に直接必要な経費として市長が認めるものとする。

2 前項の経費は、別表第 1 に掲げる作業等に要する経費とする。

(助成金の額)

第 7 条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、100 万円を上限とする。なお、1,000 円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(事前協議)

第 8 条 助成金の交付を申し込もうとする者(以下、「申込者」という。)は、助成対象事業に着手する前に、助成対象事業の内容その他市長が必要と認める事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議に当たり必要があると認めるときは、現地調査その他必要な確認を行うことができる。

(交付申込)

第9条 申込者は、助成対象事業に着手する前に、森林整備促進活動助成金交付申込書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 助成対象事業を実施する森林の位置図及び区域図
- (3) 作業箇所図、施工区域図その他作業箇所が分かる図面
- (4) 作業内容、面積、数量が分かる一覧表
- (5) 現況写真
- (6) 見積書及び積算内訳書等の交付申込額の積算根拠となる書類
- (7) 森林の所有又は管理に関する権原を確認できる書類
- (8) 法令に基づく許可、届出その他必要な手続がある場合は、その状況が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の交付申込の受付を先着順で行う。

(交付決定前の審査)

第10条 市長は、前条の申込があったときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 申込に係る森林が助成対象森林に該当すること。
- (2) 申込者が当該森林において助成対象事業を実施する権原を有すること。
- (3) 申込事業が森林の整備、保全、安全管理又は公益的機能の維持又は増進に資するものであること。
- (4) 申込事業の必要性が、当該森林の現況、写真、図面その他の資料により確認できること。
- (5) 申込事業の実施により、市民生活又は地域環境への公益的効果が見込まれること。
- (6) 申込事業が、森林所有者等が通常行うべき日常的な維持管理又は専ら私的利益を目的とする事業と区分されていること。
- (7) 申込事業の実施箇所、面積、数量、作業内容及び積算根拠が明確であること。
- (8) 助成対象外経費が含まれていないこと。
- (9) 関係法令、関係計画その他必要な手続との整合が図られていること。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

(交付決定及び通知)

第11条 市長は、前条の審査の結果、助成金交付の適否を決定したときは、その旨を森林整備促進活動助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、助成金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(内容変更)

第 12 条 助成金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、その交付決定を受けた後において、助成対象事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、森林整備促進活動助成金変更(中止)承認申込書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、森林整備促進活動助成金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第 13 条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、森林整備促進活動助成金完了報告書(様式第5号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 契約書、請求書、領収書その他支出を証する書類の写し
- (3) 実施区域図又は作業完了図
- (4) 実施前、実施中及び実施後の状況が分かる写真
- (5) 実施した作業の面積、数量、延長、本数等を確認できる資料
- (6) 整備後の森林の活用計画又は活用状況が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(完了確認及び助成金交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認行うものとする。助成対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、森林整備促進活動助成金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、森林整備促進活動助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消された場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 関連法令、本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) その他、市長が取消と判断するもの

(調査及び報告)

第 17 条 市長は、助成金の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助成対象事業の実施状況、経費の執行状況、維持管理状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に現地調査を行わせることができる。

(維持管理等)

第 18 条 交付決定者は、助成対象事業により整備した森林について、その公益的機能の維持又は増進を図るため、適正な維持管理に努めるものとする。

2 交付決定者は、整備した森林について、市民が森林に親しむ機会の創出及び森林への理解の促進等に資するよう、その活用に努めるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項、または事業運営上、特別の事業が生じた場合については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 9 月 2 日から施行する。

別表第1 助成対象事業及び助成対象作業

区分	具体的な作業例	対象とする考え方
安全管理	危険木、枯損木、倒木、支障木の伐採、除去、整理、搬出、処分	倒木、枝折れ、通行支障その他森林の安全管理上の課題を改善するもの
森林整備	伐採、除伐、間伐、枝払い、下刈り、刈払い、地拵え、植栽、補植	森林の健全な生育、機能回復又は公益的機能の維持又は増進に資するもの
土地保全	表土流出防止、排水改善、斜面保全、土留め、排水溝補修	土砂流出、排水不良、斜面荒廃等を予防又は改善するもの
森林保護	病虫害防除、鳥獣害対策、被害木処理	森林の健全性を保全するもの
整備基盤	作業道、管理通路、排水施設、簡易安全施設の整備又は補修	森林整備や保全活動を安全かつ適切に実施するために必要なもの
森林の公益的機能に資する環境整備	森林の公益的機能に関する市民理解の促進や普及啓発等に資する環境整備	森林整備又は保全と一体的に実施されるものに限る
その他	市長が特に必要と認める作業	当該森林の現況、保全上の課題及び公益的効果を勘案し、森林の安全管理又は公益的機能の維持又は増進に必要と認められるもの

別表第2 助成対象外事業

区分	対象外とする例
日常管理	毎年恒常的に行う軽微な草刈り、清掃、巡回といった美観維持のみを目的とする管理作業
私的利用	所有者又は特定の者の利便のみを目的とする整備
営利・集客	営業、集客、観光利用、収益事業を主目的とする施設整備
森林整備と無関係な施設	駐車場、事務所関連施設
その他	上記に掲げるもののほか、市長が助成金の交付目的に照らして適当でないと認める事業

(様式第1号)

令和 年(20 年) 月 日

森林整備促進活動助成金交付申込書

(あて先) 豊 中 市 長

申 込 者

氏 名

住所

連絡先

森林整備促進活動助成金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて、助成金の交付について申し込みます。

森林の所在地	
対象事業	☐ 安全管理 ☐ 森林整備 ☐ 土地保全 ☐ 森林保護 ☐ 整備基盤 ☐ 森林の公益的機能に資する環境整備 ☐ その他()
着手及び完了予定日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
申込額	円(税抜き)
誓約事項	☐ 申込内容に虚偽や不正がない。 ☐ 市内に所在する森林法に規定する森林の所有者である。 ☐ 事業の実施にあたり、関係法令を遵守し、適法かつ安全に作業する。 ☐ 同一年度内に本助成金の交付を受けていない。 ☐ 本申込に係る経費について、国や他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていない。 ☐ 交付された助成金を目的外で使用しない。 ☐ 市税の滞納がないことや暴力団等に該当しないこと。また、交付審査において、申込者についての確認や調査が必要となった際は、それに応じる。

(様式第2号)

豊環公第 号
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

森林整備促進活動助成金交付決定通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けた森林整備促進活動助成金交付申込書について、
森林整備促進活動助成金交付要綱第 11 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知しま
す。

対象事業	☐ 安全管理 ☐ 森林整備 ☐ 土地保全 ☐ 森林保護 ☐ 整備基盤 ☐ 森林の公益的機能に資する環境整備 ☐ その他()
助成金交付の適否	☐ 交付する ☐ 交付しない
交付決定額 (予定)	円
交付しない理由	
遵守事項	・申込者情報や事業内容に変更がある場合は速やかに報告すること ・助成対象事業が完了したときは、森林整備促進活動助成金完了報告書 (様式第 5 号)を提出すること ・申込から請求までの手続きを同一年度内に完了させること

(様式第3号)

令和 年(20 年) 月 日

森林整備促進活動助成金変更(中止)承認申込書

(あて先) 豊 中 市 長

申 込 者
氏 名
住 所
連 絡 先

令和 年(20 年) 月 日付け、豊環公第 号にて、交付決定を受けた助成対象事業に係る
申込内容について、下記のとおり内容を変更(中止)したいので、森林整備促進活動助成金交付
要綱第 12 条に基づき、関係書類を添えて、申込内容の変更(中止)について申し込みます。

種別	☐ 変更 ☐ 中止
森林の所在地	
対象事業	☐ 安全管理 ☐ 森林整備 ☐ 土地保全 ☐ 森林保護 ☐ 整備基盤 ☐ 森林の公益的機能に資する環境整備 ☐ その他()
着手及び 完了予定日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
申込額	円(税抜き)
誓約事項	☐ 申込内容に虚偽や不正がない。 ☐ 市内に所在する森林法に規定する森林の所有者である。 ☐ 事業の実施にあたり、関係法令を遵守し、適法かつ安全に作業する。 ☐ 同一年度内に本助成金の交付を受けていない。 ☐ 本申込に係る経費について、国や他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていない。 ☐ 交付された助成金を目的外で使用しない。 ☐ 市税の滞納がないことや暴力団等に該当しないこと。また、交付審査において、申込者についての確認や調査が必要となった際は、それに応じる。

※種別欄の該当する項目に☑をしてください。変更の場合は、その変更内容を記入してください。
※変更内容を証明する書類を添付してください。

(様式第4号)

豊環公第 号
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

森林整備促進活動助成金変更(中止)承認通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けた森林整備促進活動助成金変更(中止)承認申込書について、森林整備促進活動助成金交付要綱第 12 条第2項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

種別	☐ 変更 ☐ 中止
対象事業	☐ 安全管理 ☐ 森林整備 ☐ 土地保全 ☐ 森林保護 ☐ 整備基盤 ☐ 森林の公益的機能に資する環境整備 ☐ その他()
助成金交付の適否	☐ 交付する ☐ 交付しない
交付決定額 (予定)	円
交付しない理由	
遵守事項	・助成対象事業が完了したときは、森林整備促進活動助成金完了報告書(様式第 5 号)を提出すること ・申込から請求までの手続きを同一年度内に完了させること

(様式第5号)

令和 年(20 年) 月 日

森林整備促進活動助成金完了報告書

(あて先) 豊 中 市 長

報 告 者
氏 名
住 所
連 絡 先

令和 年(20 年) 月 日に申込をした内容のとおり、事業が完了しましたので、森林整備促進活動助成金交付要綱第 13 条に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

森林の所在地	
対象事業	☐ 安全管理 ☐ 森林整備 ☐ 土地保全 ☐ 森林保護 ☐ 整備基盤 ☐ 森林の公益的機能に資する環境整備 ☐ その他()
事業完了日	年 月 日
事業実施にかかった経費	円(税抜き)

(様式第6号)

豊環公第 号
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

森林整備促進活動助成金交付額確定通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けた森林整備促進活動助成金完了報告書について、
森林整備促進活動助成金交付要綱第 14 条に基づき、下記のとおり助成金の交付額が確定しましたので通知します。

助成金交付確定額	円
算定根拠	

(様式第7号)

令和 年(20 年) 月 日

森林整備促進活動助成金交付請求書

(あて先) 豊 中 市 長

請 求 者
氏 名
住 所
連 絡 先

令和 年(20 年) 月 日付け、豊環公第 号にて、確定を受けた森林整備促進活動助成金
について、森林整備促進活動助成金交付要綱第 15 条に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

(第 12 条関係)

令和 年(20 年) 月 日

口座振込依頼書

(あて先) 豊中市会計管理者

請 求 者
氏 名
住 所
連 絡 先

豊中市から交付を受ける森林整備促進活動助成金について、下記口座への振込みを依頼します。

振込指定金融機関	預金種別						口座名義
	1. 普通預金 2. 当座預金						(フリガナ)
店名	口座番号						(漢字)

- 1 金融機関名や店名、預金種別、口座番号、口座名義をご記入ください。
- 2 口座名義欄に申込者氏名以外の振込み先を記入する場合は、委任状が必要です。
- 3 通帳のコピー等、ご記入いただいた内容が証明できる書類を添付してください。
- 4 この依頼書の内容に変更が生じたときは、至急に環境部公園みどり推進課緑化自然環境係(06-6843-4141)までご連絡ください。

(第 12 条関係)

令和 年(20 年) 月 日

委任状

(あて先) 豊中市会計管理者

委 任 者
氏 名
住 所
連 絡 先

私は、下記の者を受任者と定め、下記の権限について委任します。

1. 権限

森林整備促進活動助成金の交付に係る口座振込受領の権限

2. 受任者

住所

氏名

連絡先

委任者との間柄